8歳6月を超え9歳6月以下	7.7049	7.6323
9歳6月を超え10歳6月以下	6.9644	6.9057
10歳6月を超え11歳6月以下	6.1971	6.1514
11歳6月を超え12歳6月以下	5.4024	5.3683
12歳6月を超え13歳6月以下	4.5792	4.5552
13歳6月を超え14歳6月以下	3.7267	3.7111
14歳6月を超え15歳6月以下	2.8436	2.8348
15歳6月を超え16歳6月以下	1.9290	1.9251
16歳6月を超え17歳6月以下	0.9815	0.9806
17歳6月を超え18歳未満	0.2477	0.2476

○厚生労働省告示第二百号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第八号中(927)を(931)とし、(792)から(926)までを(796)から(930)までとし、(791)を(794)とし、その次に次のように加える。

(795)　ミグルスタット

第八号中(790)を(793)とし、(614)から(789)までを(617)から(792)までとし、(613)を(615)とし、その次に次のように加える。

(616)　ビキサロマー

第八号中(612)を(614)とし、(540)から(611)までを(542)から(613)までとし、(539)を(540)とし、その次に次のように加える。

(541)　ドルナーゼ　アルファ

第八号中(538)を(539)とし、(238)から(537)までを(239)から(538)までとし、(237)の次に次のように加える。

(238)　クリゾチニブ

○厚生労働省告示第二百一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第1の1中(185)を(187)とし、(177)から(184)までを(179)から(186)までとし、(176)を(177)とし、その次に次のように加える。

(178)　モガムリズマブ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(175)を(176)とし、(128)から(174)までを(129)から(175)までとし、(127)の次に次のように加える。

(128)　ドルナーゼ　アルファ（遺伝子組換え）

○厚生労働省告示第二百一号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示

第一　厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二項を次のように改める。

2　自動排泄処理装置の交換可能部品

第三項中「いす」を「椅子」に改める。

第二　厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成十一年厚生省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

本文中「第四十二条第一項第三号」の下に「、第四十二条の三第一項第二号」を、「第五十四条第一項第三号」の下に「、第五十四条の三第一項第二号」を加える。

第六号中「並びに」を「、法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を除く。）、」に改め、「基準該当居宅介護支援」の下に「、法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス及び法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス、法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス並びに法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援及び法第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援」を加える。

第三　介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成十八年厚生労働省告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

前文中「介護予防事業は」を「介護予防事業（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業をいう。以下同じ。）は」に改め、「一次予防としての」を削り、「示すものである」の下に「。なお、市町村が法第百十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合の基本的な事項は、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針（平成二十四年厚生労働省告示第八十六号）において定めている」を加える。

第一の一中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）」を「法」に改め、第一の二中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改め、第一の六中「に要する費用並びに介護予防事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策及び事業評価等」を「の量の見込み」に改め、「市町村介護保険事業計画」の下に「（以下「市町村介護保険事業計画」という。）」を、「定めることと」の下に「され、各年度における介護予防事業に要する費用、介護予防事業の見込量の確保のための方策及び介護予防事業の事業評価等については、市町村介護保険事業計画において定めるよう努めることと」を加え、「当該計画」を「市町村介護保険事業計画」に改める。

第四　介護保険法施行令附則第八条第一項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業（平成二十年厚生労働省告示第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改める。

第五　要介護認定等基準時間の推計の方法（平成十二年厚生省告示第九十一号）の一部を次のように改正する。